



海津敦子新聞

区政に対しての率直な思いを日々、書きつつあります。 海津敦子 ブログ 検索

ブログ <http://blogs.yahoo.co.jp/bunkyokugi>
メール bunkyokugi@yahoo.co.jp
HP <http://www.a-kaizu.net>
facebook <https://www.facebook.com/atsuko.kaizu.3>

海津敦子 区政の相談室
学校、子育て、介護、ご近所等々、気軽にご相談ください。一人で、家族だけで抱えて悩んでいると迷路へ入ってしまうことがあります。あなたの「今」に間に合うように解決策を共に考えていきます。ご相談に応じ弁護士とも連携します。

当選一期が見た
区議会報告

連絡先 電話 080-3027-2758
住所 文京区小石川4-14-24-107

市民の広場議員控室 03-5803-1319
<http://www.hiroba-bunkyo.net/>

プロフィール ◆1961年生れ。共立女子大卒・1983年テレビ朝日入社・1992年退社 | 東洋大社会学部非常勤講師 | 所属委員会:文教委員会・災害対策調査特別委員会・少子高齢社会対策調査特別委員会

大丈夫か？ 文京区 避難所

地域住民の避難生活の拠り所 避難所 基準を満たさず

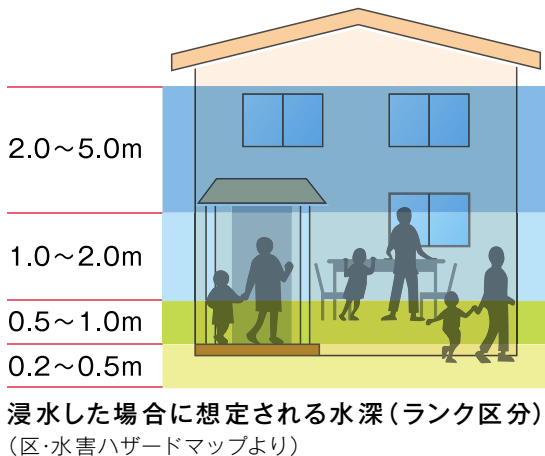
記録的な大雨で各地に被害が相次ぎました。このことは、大震災が発生し避難所生活の間にも、猛烈な雨が降る可能性を示唆しています。国は、自治体が避難所を指定する際に、震災と共に大雨等の災害も考慮することを求めています。が、区は大雨で大きな被害が想定される場所を震災時の避難所として指定して折、早急な対策が不可欠です。

災害による影響大

区が指定する大震災時の避難所を点検すると、一箇所だけ水害の危険があり、国が定める基準を満たしていない場所があります。柳町小学校です。大雨による浸水予想区域を示した「水害ハザードマップ」で、想定される水深「2.0～5.0m」になる危険個所とされています。つまり、指定避難所の基準である「想定される災害による影響が比較的少ない場所」にはあたりません。区は水害時の避難所に柳町小を指定していません。「影響が非常に大きい場所」です。

- #### 「指定避難所」の基準 すべての基準を満たすこと
- (災害対策基本法施行令)
- ① 規模条件・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模
 - ② 構造条件・速やかに被災者を受け入れ、生活関連物資を配布できること
 - ③ 立地条件・想定される災害による影響が比較的少ない場所
 - ④ 交通条件・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易

区は認識するも 対策は進まず



区は、避難所として指定する柳町小の体育館が基準を満たしていないことを認識しています。昨年7月、文教委員会で柳町小の児童数増加に伴う増築について報告があり、区から現在の体育館の場所に増築校舎を建設し、体育館を建てなおす案の説明もされました。そこで1階にある体育館を避難所として指定している問題を質問したところ、「仮に浸水の深さが5mと考えると、恐らく1階、2階部分ぐらいが水没する可能性もある。現実的にどういう対応がいいのか」「難しい課題があるのは認識している」との答弁でした。

どうすればいい？ 国・都の判断は

避難所生活の中、時間100mmを超す雨が降り柳町小の体育館が浸水する可能性は想定すべきシナリオであり、早急な対策が不可欠です。地域住民の命に関わる課題なので、区からは未だ対策が打ち出されません。

3階以上の指定にも課題

都は各市区町村に対し、避難所の選定には「浸水想定も考慮すること」を求めており、都に取材をしましたが、「区が水害ハザードマップで想定する以上、浸水する危険のある1階は避難所として指定すべきではない」。国にも取材をしましたが、「2.0～5.0mの水深を想定なら「3階以上を避難所として指定すべき」「備蓄倉庫を設置する階も考慮する必要がある」。

避難者の視点に立つ

区は、浸水の危険が出たら「1階体育館から2階以上に移動してもらえばよい」と。現状の体育館ではやむを得ない手立てです。しかし、今後十年もこのままは許されません。避難者には足腰が弱くなられている高齢者や乳幼児、障害者など、移動には大変な負担がかかる方も少なくありません。何よりも、たまるばかりの疲労と先行きの不安を抱えての避難所生活で、浸水まで心配して過ごすことの心痛は、被災者の心身の機能の低下を招くことにもつながります。避難者が安全を実感し、大雨の夜でも安心して眠れる避難所を整備することは区の責務です。

悲劇を生まない避難所整備を

文部科学省は「災害時に学校は、避難してきた地域住民の避難生活の拠り所となること」を各自治体は自覚し、「学校の建て替えや増築など教育環境の整備時にはあわせて、防災拠点としての学校を強化すること」を求めています。けれど、区は柳町小に限っては国の求めに応じません。柳町小の増築にあわせて浸水被害を防ぐ工夫など、防災拠点としての問題を解決すべきですが、教室の数を増やす視点のみです。危機感が乏しいと指摘せざるを得ません。

責任の所在

いつ、大規模な地震が発生しても、記録的な雨が区内に降っても不思議ではありません。想定する災害から区民の生命を守る対策を速やかに行う自治体であってこそ、納税する意味があります。

仮に今、解決する緊急性はないと区は判断し「先送り」するのであれば、避難所に指定する体育館が浸水した折の責任の所在を明確にし、区民が納得できるように説明する責任があります。

大丈夫か？ 文京区 子どもの権利

計画に 子どもの 参加を

学校の建て替えや、築30年以上が経過する小中学校の教室や廊下、トイレ等の改修、増築、そして、児童館のあり方の検討など、子どもたちに関わることが様々動いています。

文京区は基本構想で「子どもの権利を保障」する自治体です。それだけに、子どもが自分たちに関わる事業計画に参加し意見を述べる機会を作り、計画に反映させる過程は必須です。

どのように子どもの意見を聞いているのか、文教委員会で聴きました。「各校で適切に実施され

ているはず」と答弁。ところが、ある校長に取材すると「教育委員会から子どもの意見を聞けとの指示はないので聞いていない」と。残念ながら「子どもの権利の保障」とはまだ隔たりがあります。

子どもが自分の意見を言う。周りの仲間の意見を聞く。大人がしっかりと受け止める。出した意見が、自分たちに関わる事業にどのように反映されているか注視する。そうした体験は子どもにとって実に意味深いことです。子どもの参加がなされて事業の計画が立てられているか検証をしていきます。

「子どもの権利条約」4つの柱

- 生きる権利 ● 守られる権利
- 育つ権利 ● 参加する権利



大丈夫が文京区 区政に欠ける力

間違いを認める力 修正する力 問われる常識力

施策の設計に関して欠かすことができないのは、客観的な数値です。

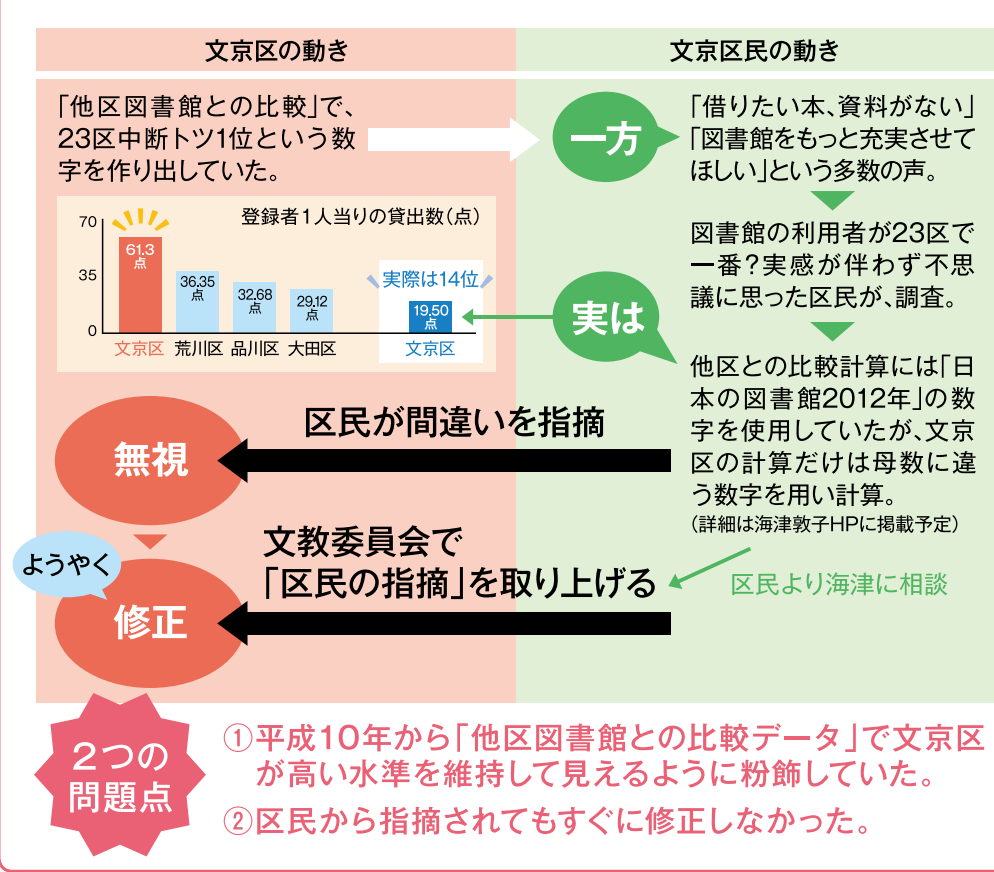
今年6月、「文京区立図書館サービス検討委員会」の報告書が出されました。しかし、検討委員会の命題である「図書館サービスを向上させる」ための指標になる他区との比較が正しくないデータを使い報告書がまとめられました。報告書(案)の段階で、区民の一人がそのことに気が付き、教育委員会事務局に、数字を修正する必要を指摘しました。しかし、修正をすることなく、(案)を外し報告書として教育委員会定例会へ、そして、議会に提出されました。間違ったデータのままで

押し通すなど、あってはいけないことです。最終的には教育長の決断で報告書が修正されることになりました。が、本来であれば、区民からの指摘があった時点で「間違い」を修正すべきです。(図A)

間違いを認められない背景

区政運営の基本姿勢そのものが、「間違っている」とは認めないで言い訳を徹底的に行うことに映ります。なぜなのか、認めたらそこに関わった同僚を否定することにつながる。行政は間違いをしないが前提。さらには区長の顔に泥を塗る…と考える体質があると感じます。間違いを認めず、

図A 「文京区立図書館サービス検討委員会の報告書」をめぐる問題



自分たちを正当化しようとする区民の心には不信を積み上げるだけです。そうした姿勢は、同じ間違いを繰り返す温床にもなります。率直な反省ができる組織こそが、区民一人ひとりを

幸せにできる区政です。議会に求められること 切り込む力 「間違いはない」「誤ったことはない」との区政に対して、

大丈夫が文京区 学校図書館

国の動向を見ず 情報収集力に疑問

2014年6月20日、学校図書館法の一部が改正となり、来年4月1日より各自自治体は「もっぱら学校図書館の職務に従事する職員を学校司書として位置付け、司書教諭のほかに、学校司書を置くよう努めなければならない」ことになりました。

こうした動きは、教育委員会

は当然つかんで施策を練っていかねばいけません。各所管は国や都の動向を把握しながら施策を考えていくのが仕事です。しかし、私が6月11日、本会議で質問をした折の教育長の回答は、学校図書館法が改正になり「各校に学校司書を置く努力義務が発生すること」は「知らなかった」と思える答弁でした。

教育長が答弁した時点は、すでに学校図書館法の改正が成立する見通しは立っていました。仮にそうした情報を持たずに答弁を作成したならば、教育委員会の情報収集力には大きな課題があります。法改正の流れを知っていたとすれば、少なくとも「専任の司書の配置は国の動向も見逃した」といった答弁になると思えます。今回の教育長答弁は、国がどうであれば、「文京区教育委員会としては学校図書館に専任の司書を置く努力をするつもりはない」とすら聞かされてしまいます。今後は国の動向など情報収集力を高めることを求めると同時に、来年4月から区立小中学校の図書館すべてに学校司書を配置するように要望してきます。学校司書が配置されれば、学校の図書館を通して子どもが読書に親しみ、子どもたちが情報を活用する力を育む拠点としての役割がこれまで以上に期待できます。

海津敦子の質問 学校図書館司書について

毎年、多くの中学校PTAから図書館に司書を専属に置いてほしいとの要望が出されている。私立中学への選択が50%の文京区で、各校300人規模の区立中学校を本気で目指すのであれば、各学校に専門の司書を置くというところも「魅力ある公立中学校づくり」としての重要な視点と考へる。まずは中学校に専属の司書を配置し、「文の京」らしい学校図書館を区立中学校の魅力に

大丈夫が文京区 子育て支援

すべての子育て家庭支援のために 調査は施策に活かしてこそ

子育てが辛いと感じている。その割合が約44%。楽しいと感じる2倍。という調査結果(左図)がある。通常であれば、こうした結果が出れば、区は緊急な対応策を打ち出しますが、この結果に対し「区は、障害児の家庭の子育ての感じ方」であるからだ」と推測します。

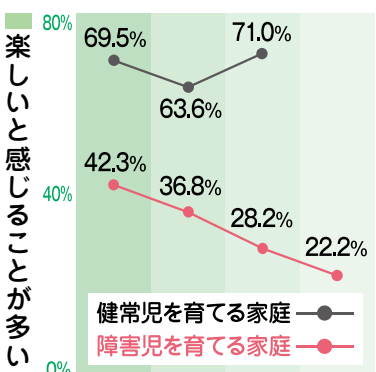
区にとって不都合な事実? 障害のある子の年齢があがると子育てに辛さを感じる割合がさらに高くなるのは、小学校卒業後からは子育て支援が激減する背景があります。例えば、保護者は「子育てと仕事の両立」のために再三、障害のある中高生の学童保育を要望してきています。区は聞き流し、必要な家庭数すら調査を行ってきませんでした。高校は地域での学びの継続が困難なため文京区から離れた学校を選択するしかなく、送迎で就労をきらめざるを得ない家庭や負担から体調を崩す保護者もいるなど子育て支援が乏しい状況です。

8月、区長と「区政を話し合う集い」が開催され、そこで、医療ケアが必要なお子さんの親御さんから「保育園で入園を断られた」「福祉センターの療育を杉並区のように時間延長をして、医療ケアが必要な子を育てる家庭でも子育てと仕事を両立を叶えられる環境整備をしてもらいたい」とごく当たり前の願いが伝えられました。しかし、区の回答は「そうした考えはない」と。子どもの障害の有無で子育ての感じ方に大きな開きがあることを区の調査で明らかにしながら、自ら調査結果を「見て見ぬふり」いえ、「調査を無かったこと」にしたように感じます。区はすべての保護者が自己肯定感を持って子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じられるように支援することを目指す以上、調査結果を重く受け止める具体的な支援に踏み出すべきです。

調査の意味を 子の障害の有無によって子育ての感じ方の差異が明確になったデータは、障害児の家庭のニーズに対し不足している支援を緊急に行う必要を示しています。子育て計画等で具体的計画を示すことはもちろん、次の調査で障害児の家庭が「子育てを辛い」と思う数値を何%まで減らせるか、数値目標を打ち出すことが重要で、そうした目標があつて初めて、障害の有無に関わらず「すべての家庭」が安心して子育てができる支援を目指す区の姿勢が「見える化」されます。

子育ての感じ方

●「子育て支援に関するニーズ調査」
●「障害児実態・意向調査」



障害児の年齢があがるにつれ、区の子育て支援が不足していくことが数字からはっきり見えます

Column 海津敦子コラム Atsuko Kaizu